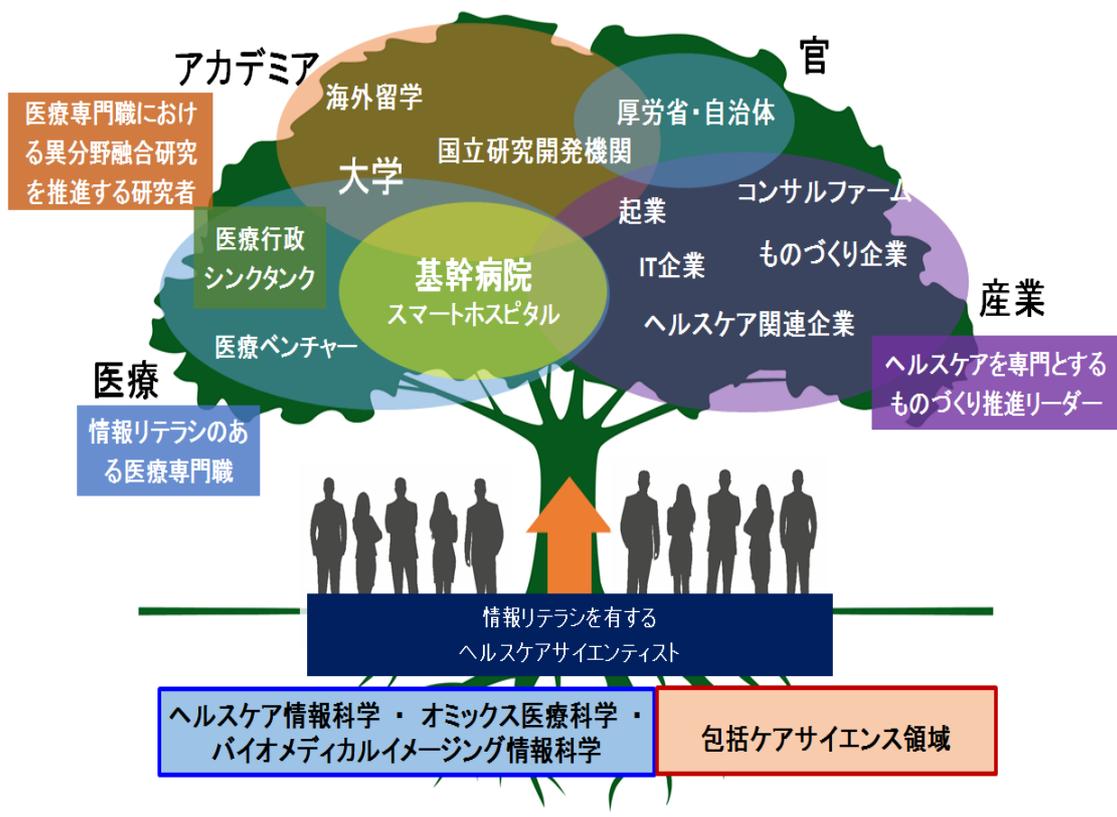


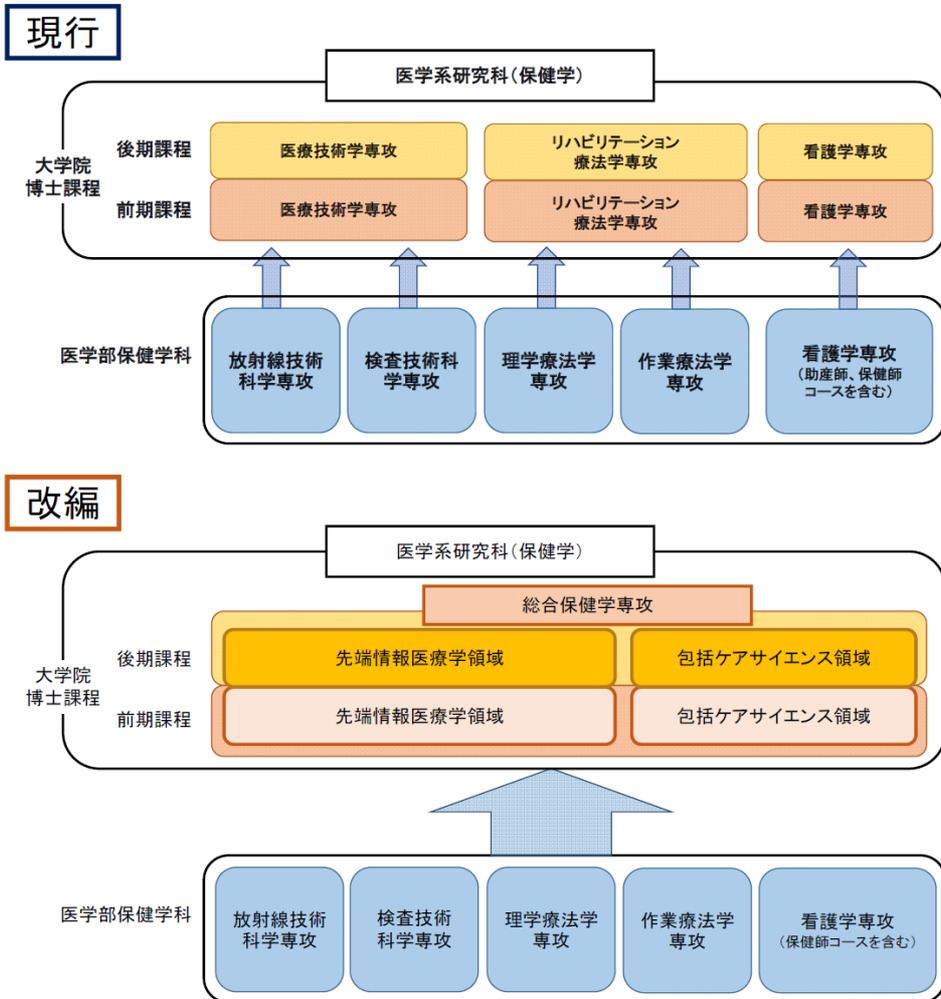
# 資料目次

- 資料1 総合保健学専攻が目指す人材育成
- 資料2 組織改編前と後の研究組織体制
- 資料3 組織改編後の研究ユニット構成
- 資料4 医療関連機関（39施設）による情報科学の必要性に関するアンケート
- 資料5-1 企業等（42施設）による情報科学の必要性に関するアンケート
- 資料5-2 大学院生（保健学在学学生）による情報科学の必要性に関するアンケート
- 資料6 学部在学学生（343名）への進路と情報科学に関するアンケート
- 資料7 学部在学学生（343名）の学年別進路希望
- 資料8 博士前期課程における学位取得に至る単位取得の概要
- 資料9 博士後期課程における学位取得に至る単位取得の概要
- 資料10 履修モデル（博士前期課程）
- 資料11 履修モデル（博士後期課程）
- 資料12 履修モデル（博士前期課程に追加コースを加えたもの）
- 資料13 履修モデル（名古屋大学が提供する博士課程教育リーディングプログラムを加えた5年一貫課程）
- 資料14 名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
- 資料15 校地校舎等の図面
- 資料16 スタッフ・デベロップメント（SD）教材「ティップス先生からの7つの提案」より

# 総合保健学専攻が目指す人材育成



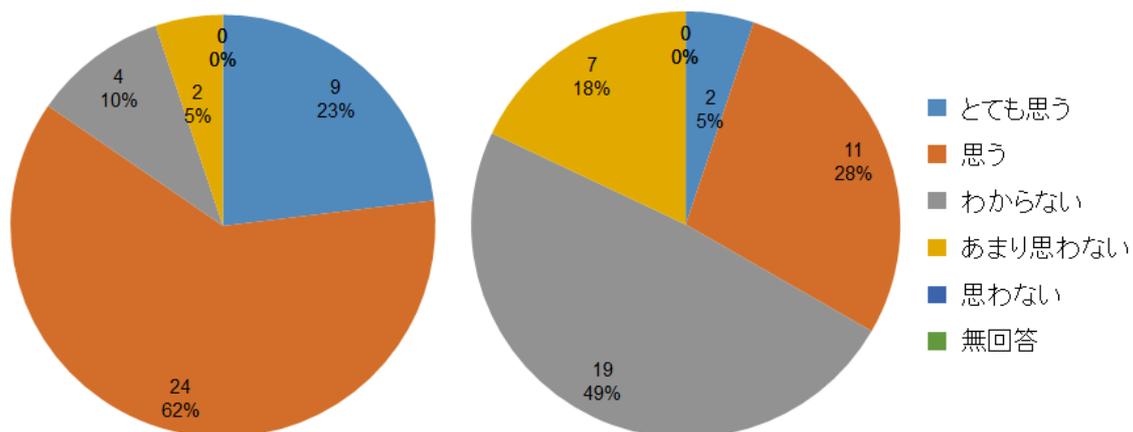
## 組織改編前（上段）と後（下段）の研究組織体制（上段）



# 組織改編後の研究ユニット構成



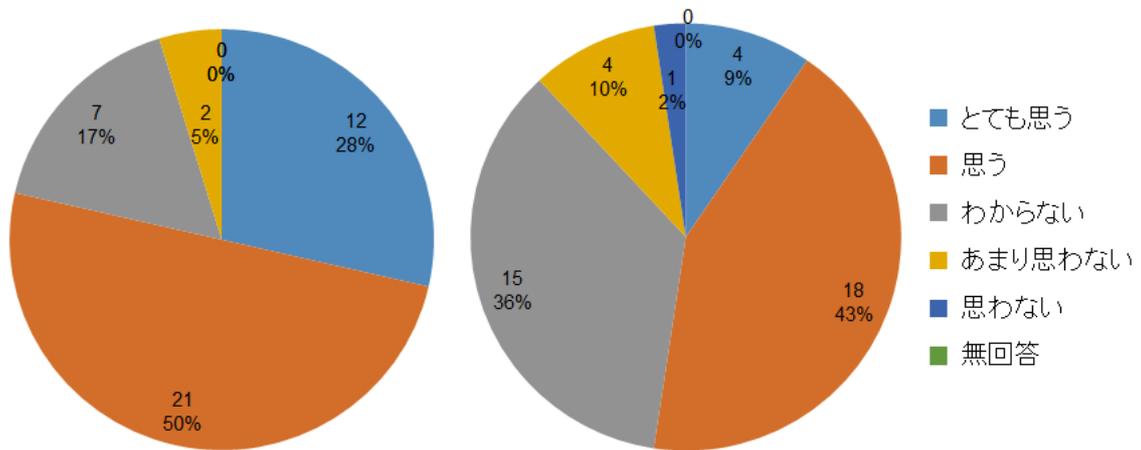
## 医療関連機関（39 施設）による情報科学の必要性に関するアンケート



今後、医療職養成大学院では、保健医療分野での情報科学教育が必要と思いますか

情報科学を基盤として研究に取り組んだ大学院生(修士)修了者の採用を希望しますか

## 企業等（42 施設）による情報科学の必要性に関するアンケート

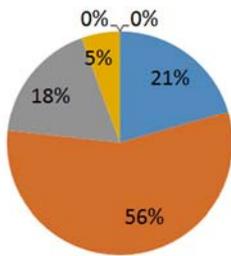


今後、医療職養成大学院では、保健医療分野での情報科学教育が必要と思いますか

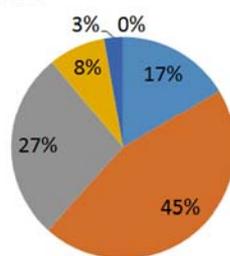
情報科学を基盤として研究に取り組んだ大学院生(修士)修了者の採用を希望しますか

## 大学院生（保健学在学学生）による情報科学の必要性に関するアンケート

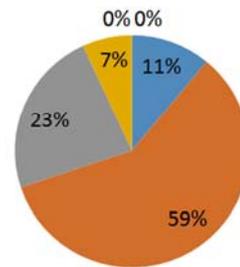
今後、大学院では保健・医療分野での情報科学教育が必要と思いますか



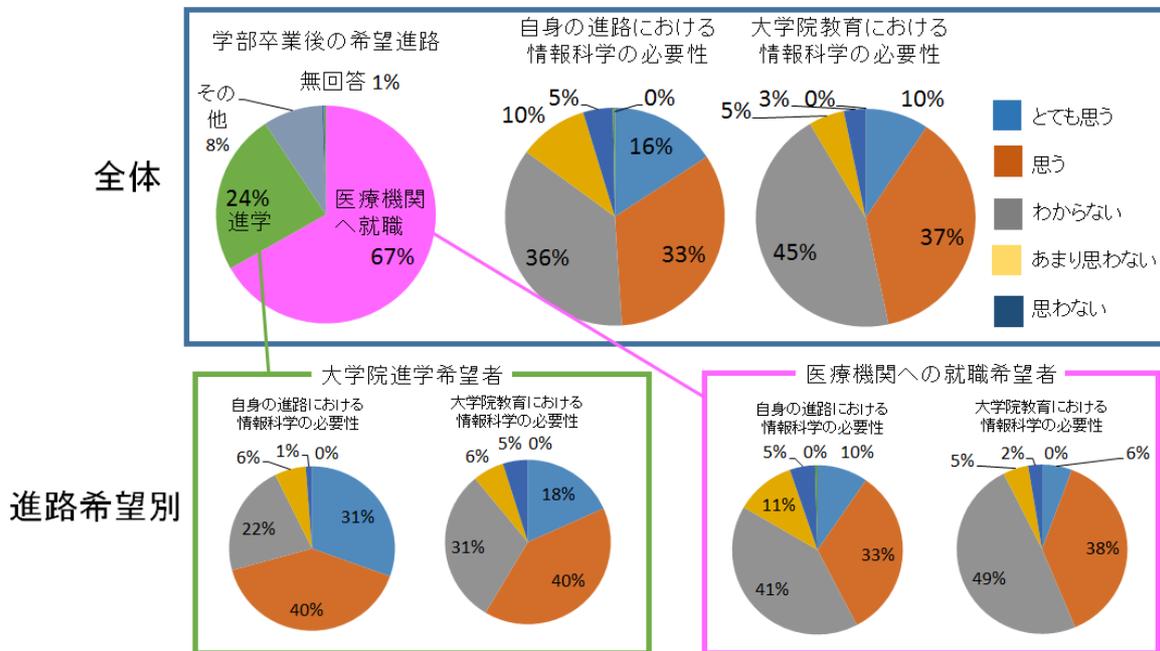
大学院教育に情報科学についての選択科目があった場合、履修を希望しますか



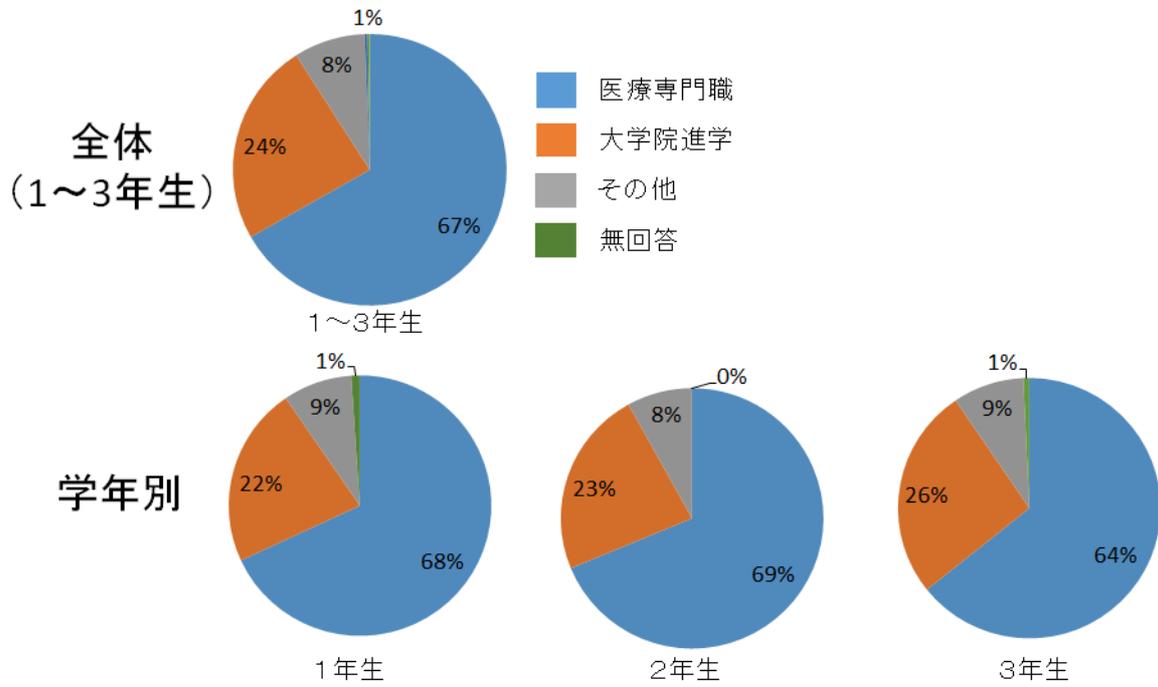
ご自身の進路を考えた場合、情報科学の知識や技術が必要になると思いますか



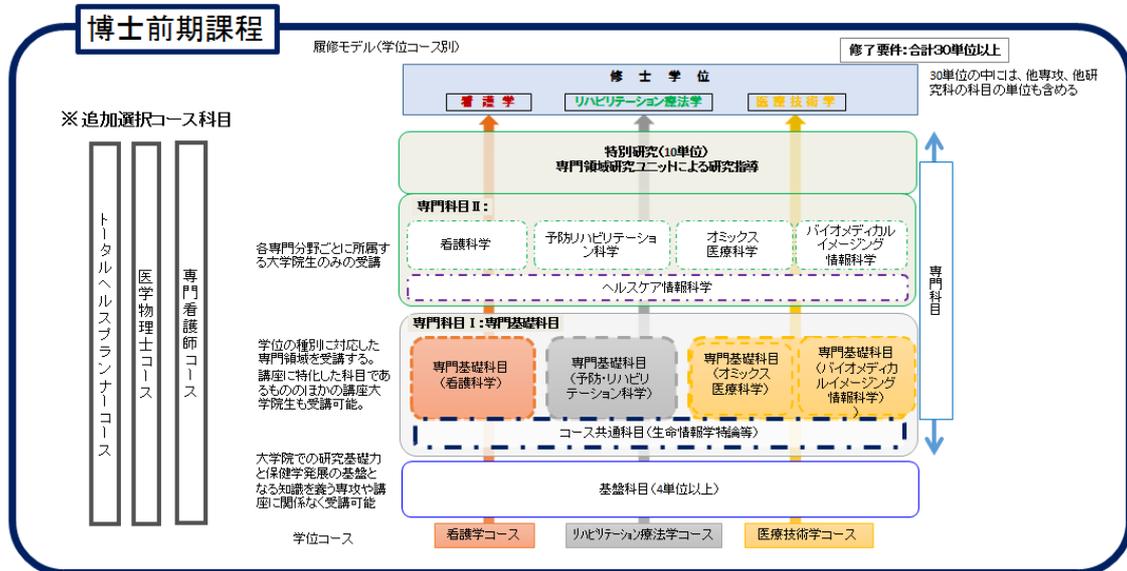
## 学部在學生（343名）への進路と情報科学に関するアンケート



## 学部在学生（343名）の学年別進路希望

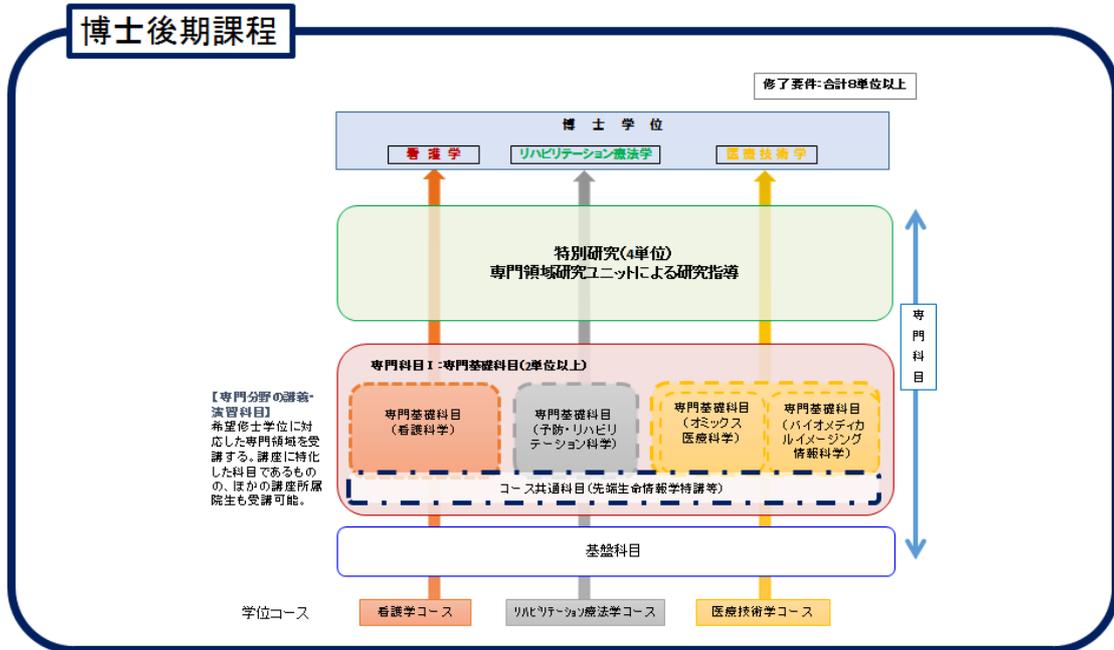


# 博士前期課程における学位取得に至る単位取得の概要

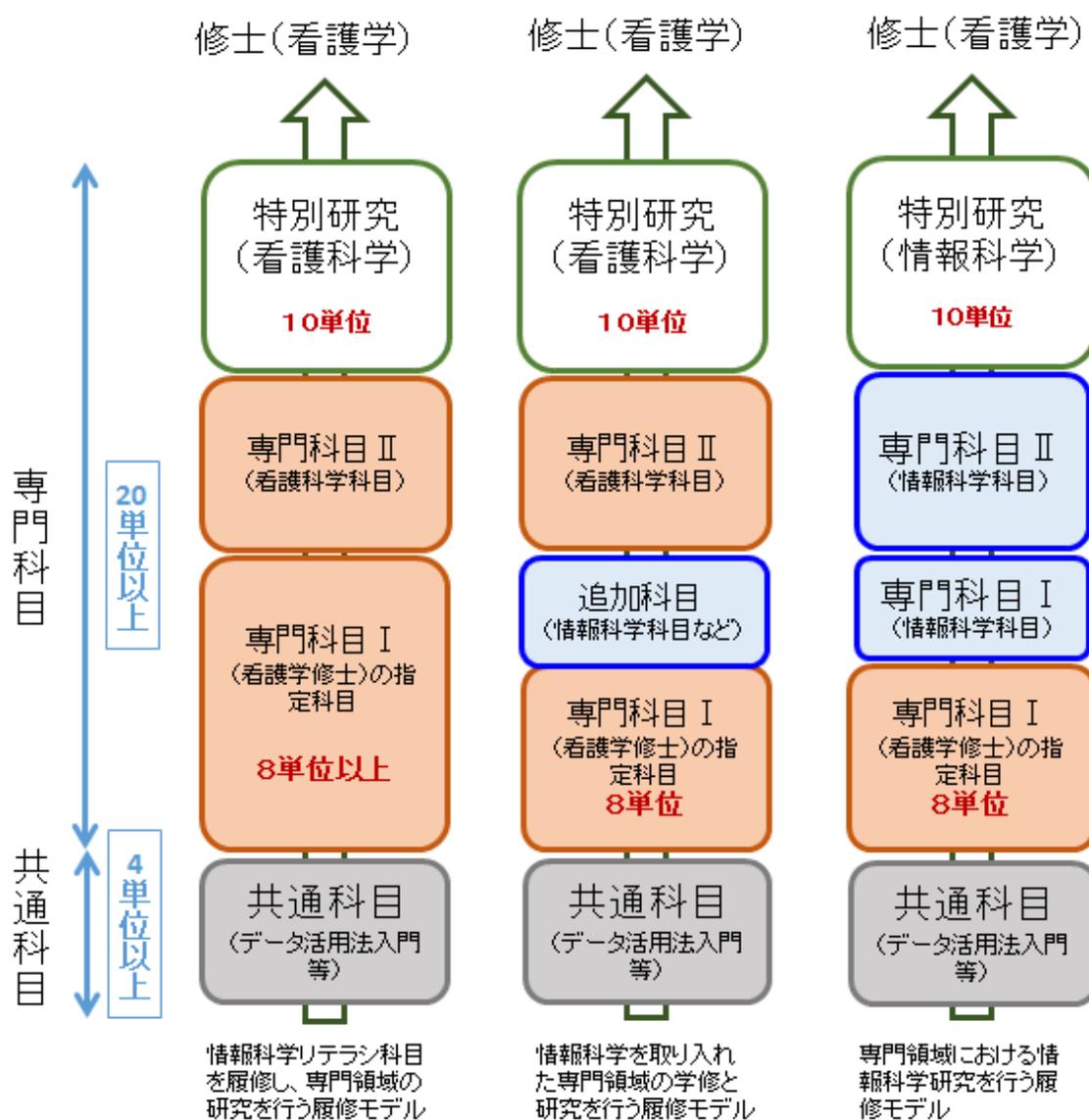


※追加選択コース科目・・・入学あるいは入学後に選抜された学生が修了要件科目に加えて履修

# 博士後期課程における学位取得に至る単位取得の概要

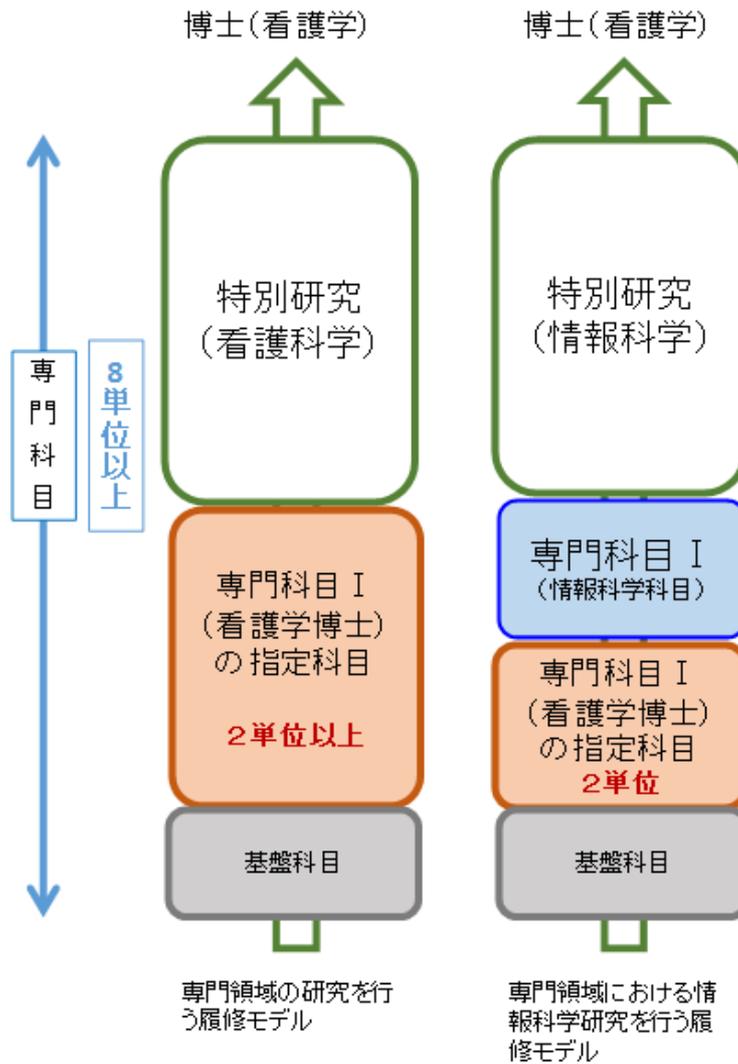


## 博士前期課程の履修モデル



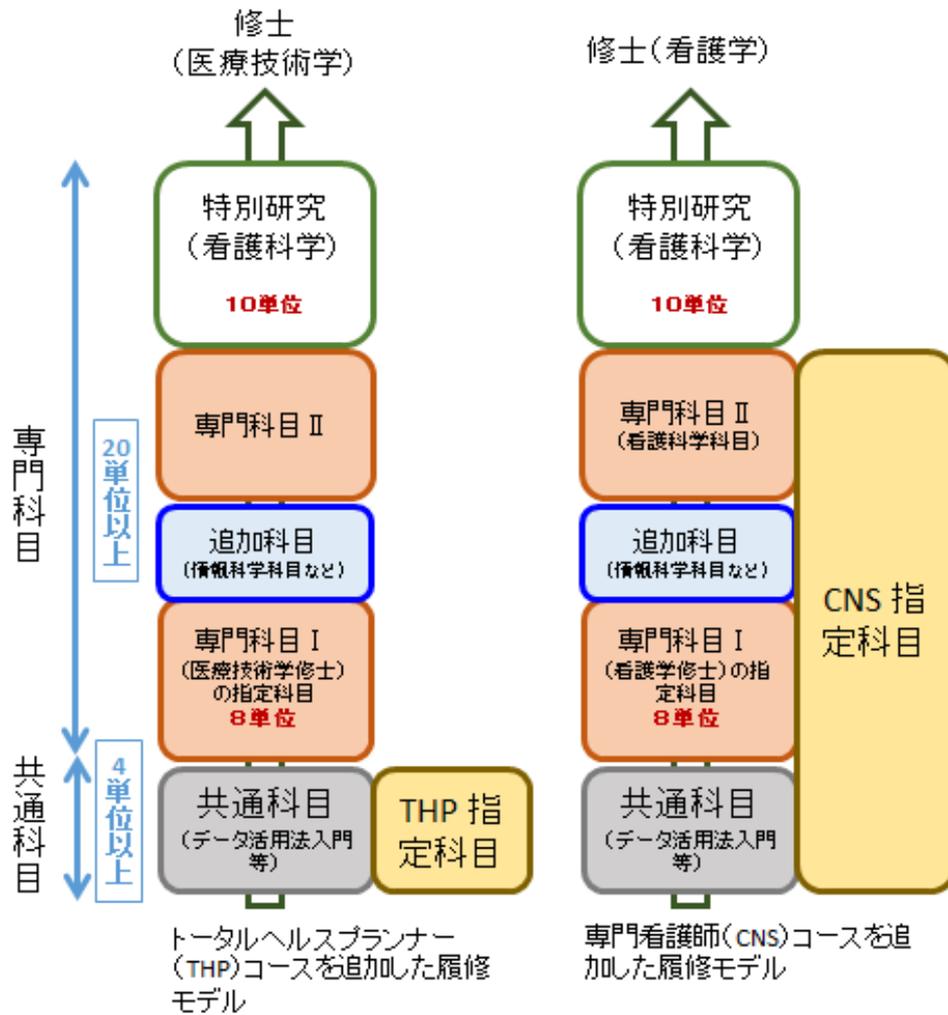
上記はいずれも修士(看護学)の学位取得例であるが、情報科学リテラシの学修(左)から情報科学研究(右)まで、学修や研究への情報科学科目を取り入れることが可能な体制をとる。

## 博士後期課程の履修モデル



上記はいずれも博士（看護学）の学位取得例であるが、専門研究（左）から情報科学研究（右）まで、学修や研究への情報科学科目を取り入れることが可能な体制をとる。

## 博士前期課程における追加コースを加えた履修モデル



いずれの取得学位でも履修可能なトータルヘルスプランナー (THP) コース (左) と国家資格に指定のある専門看護師 (CNS) コース (右) の履修モデルを示す。

名古屋大学が提供する博士課程教育リーディングプログラム  
を加えた5年一貫履修モデル



## ○名古屋大学における研究上の不正行為に関する取扱規程

(平成18年7月24日規程第22号)

改正	平成20年3月31日規程第117号	平成27年9月15日規程第53号
	平成27年9月30日規程第68号	平成29年2月21日規程第90号
	平成29年3月30日規程第136号	平成29年7月31日規程第52号
	平成30年2月20日規程第98号	平成30年9月28日規程第50号

## (目的)

第1条 この規程は、名古屋大学(以下「本学」という。)における公正な研究活動を推進するとともに、研究活動における不正行為が生じた場合に適正に対応するために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 構成員 本学において研究活動に従事する役員、職員、学生その他本学の施設を利用して研究を行う者をいう。
- 二 不正行為 構成員又は構成員であった者が本学在籍中に行った故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる行為で、次に掲げるものをいう。
  - イ 捏造 データ又は実験結果を偽造すること。
  - ロ 改ざん 研究試料・機材・研究過程に操作を加え、又はデータ若しくは研究成果を変え、若しくは省略することにより研究内容を正しく表現しないこと。
  - ハ 盗用 他人の研究内容又は文章を適切な手続を経ることなしに流用すること。
- 三 部局 事務局、運営支援組織、学部、研究科、教養教育院、博士課程教育推進機構、アジアサテライトキャンパス学院、高等研究院、トランスフォーメティブ生命分子研究所、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、学内共同教育研究施設等、情報基盤センター、総合保健体育科学センター、未来社会創造機構、アジア共創教育研究機構、監査室及びDevelopment Officeをいう。

## (研究倫理推進総括責任者及び公正研究委員会)

第3条 本学に、本学における公正な研究の実施及び研究上の不正行為の防止を図るため、総長は、研究倫理推進総括責任者及び公正研究委員会を置く。

- 2 研究倫理推進総括責任者は、研究を担当する理事をもって充てる。
- 3 研究倫理推進総括責任者は、研究倫理の向上、不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限及び責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。
- 4 公正研究委員会の組織及び運営に関し必要な事項については、この規程に定めるもののほか、別に定める。

## (研究倫理教育責任者)

第4条 部局に、研究倫理教育責任者を置き、当該部局の長（事務局にあつては、担当理事。以下同じ。）をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、当該部局における研究倫理の向上、不正行為の防止等に関して責任を有する者として、公正な研究活動を推進し、研究倫理教育、その実施体制の整備等を行わなければならない。
- 3 部局に、当該部局において必要と認めるときは、部局副責任者を置くことができる。
- 4 部局副責任者は、当該部局のうちから研究倫理教育責任者が指名する。

## (構成員の責務)

第5条 構成員は、自己が行う学術研究が社会からの信頼と付託の上に成り立っていることを自覚し、常に誠実に公正な研究を遂行しなければならない。

- 2 構成員は、研究に求められる倫理規範を習得するため、研究倫理教育を受講するものとする。
- 3 構成員は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料（以下「研究資料等」という。）を適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
- 4 構成員が退職、卒業等により構成員でなくなる場合は、当該構成員が所属する部局の定めるところにより、研究資料等のうち保存すべきものについて、バックアップを作成して保存する、保存場所を記録し追跡を可能としておく等の措置を講ずるものとする。

## (研究資料等の保存期間)

第6条 研究資料等（試料及び標本を除く。）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。

- 2 試料及び標本の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、研究分野の特性に応じて、これを下回る期間を別に定めることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、保存する研究資料等の中には、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、当該資料についてはその法令等に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が前2項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、外部から研究資料等を受領するにあたり、保存期間に関する契約等が別途ある場合は、当該契約等で定められた期間に合わせて保存期間を定めることとする。ただし、当該期間が第1項及び第2項に定める期間に満たない場合については、この限りでない。

## (不正行為に係る調査等)

第7条 不正行為に係る調査、審理及び判定並びに裁定は、研究倫理推進総括責任者が総括し、公正研究委員会が処理する。

## (不正行為申立て窓口)

第8条 不正行為に係る申立て、申立ての意思を明示しない相談、情報提供等に対応するため、不正行為申立て窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、申立者及び情報提供者の人権、個人情報等を保護するため、学外の弁護士事務所に置く。
- 3 窓口は、次に掲げる業務を行う。
  - 一 不正行為に係る申立ての受付
  - 二 不正行為に係る申立て、申立ての意思を明示しない相談及び提供された情報の整理及び研究倫理推進総括責任者への取次ぎ
  - 三 第15条に規定する異議申立ての総長への取次ぎ
  - 四 申立者（次条第2項ただし書において氏名の秘匿を希望した者に限る。）への判定結果の通知
- 4 研究倫理推進総括責任者は、申立ての意思を明示しない相談の報告を受けたときは、その内容について確認し、相当の理由があると認めた場合は、窓口を経由して、相談者に対して、申立ての意思の有無について確認するものとする。
- 5 前項の確認の結果、相談者に申立ての意思がある場合には、研究倫理推進総括責任者は、窓口を経由して、相談者に申立てを求めることができる。

## (不正行為に係る申立て)

第9条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、窓口を通じ、申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、申立者の氏名を記入した所定の申立書を窓口へ提出することにより行わなければならない。ただし、申立者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 第1項の申立ては、原則として当該申立てに係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行わなければならない。

(悪意に基づく申立て)

第10条 何人も、悪意に基づく申立てを行ってはならない。

2 本規程において、悪意に基づく申立てとは、被申立者を陥れるため、被申立者の研究を妨害するため等専ら被申立者、本学等に何らかの不利益を与えることを目的とする申立てをいう。

(職権による調査)

第11条 総長は、第9条の窓口への申立ての有無にかかわらず、相当の信頼性のある情報に基づき不正行為があると疑われる場合は、当該行為に係る調査の開始を研究倫理推進総括責任者に命ずることができる。

(予備調査)

第12条 研究倫理推進総括責任者は、第9条による申立てを受理した場合又は前条により調査の開始を命ぜられた場合は、速やかに予備調査を実施するものとする。

2 研究倫理推進総括責任者は、予備調査を実施するため、予備調査委員会を置く。

3 予備調査委員会は、予備調査の実施に当たっては、申立者からの事情聴取又は申立てに係る書面に基づき、不正行為の存在の可能性の有無について調査する。

4 予備調査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 公正研究委員会の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者若干名

二 申立てに係る調査の対象者(以下「調査対象者」という。)が所属する部局等の長

三 その他公正研究委員会が必要と認めた者

5 予備調査委員会の議長は、前項第1号の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者をもって充てる。

6 予備調査委員会は、必要があると認めるときは、調査対象者に対して事情聴取を行うことができる。

7 予備調査委員会は、第9条による申立てを受理した日又は前条により調査の開始を命ぜられた日から原則として30日以内に予備調査を終了し、当該調査の結果を研究倫理推進総括責任者に報告するものとする。

8 研究倫理推進総括責任者は、前項の報告に基づき、公正研究委員会に不正行為の存在の可能性の有無及び本調査実施の適否を判定させ、公正研究委員会は、その結果を研究倫理推進総括責任者に報告するとともに、申立者及び調査対象者(第6項の規定により事情聴取を行った場合に限る。)に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(本調査)

第13条 前条の予備調査により不正行為の存在の可能性が認められた場合、公正研究委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して概ね30日以内に、調査専門委員会を置き、本調査を開始するものとする。この場合において、本調査の

実施の決定その他の報告を文部科学省，研究資金提供機関，関連教育研究機関等に行う。

- 2 公正研究委員会及び調査専門委員会は，本調査の実施に当たっては，申立者及び調査対象者からの事情聴取並びに申立てに係る書面に基づき，不正行為の有無及び程度について調査する。
- 3 本調査の対象は，申し立てられた事案に係る研究活動の他，公正研究委員会及び調査専門委員会の判断により，本調査に関連した調査対象者の他の研究を含めることができる。
- 4 調査専門委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。ただし，委員の半数以上は，本学に属さない外部有識者とする。
  - 一 公正研究委員会の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者若干名
  - 二 その他公正研究委員会が必要と認めた者
- 5 公正研究委員会は，調査専門委員会を設置したときは，調査専門委員の氏名及び所属を申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において，申立者及び調査対象者は，通知を受けた日から7日以内に，書面により，公正研究委員会に対し，理由を添えて異議申立てを行うことができる。
- 6 公正研究委員会は，前項の異議申立てがあった場合は，当該異議申立ての内容を審査し，その内容が妥当であると判断したときは，当該異議申立てに係る調査専門委員を交代させるとともに，その旨を申立者及び調査対象者に通知するものとする。
- 7 調査専門委員会の議長は，第5項第1号の委員のうち研究倫理推進総括責任者が指名した者をもって充てる。
- 8 公正研究委員会及び調査専門委員会は，必要があると認めるときは，次の各号に掲げる事項を行うことができる。
  - 一 関係者からの事情聴取
  - 二 関係資料等の調査
  - 三 証拠となる資料その他の関係書類の保全
  - 四 その他本調査の実施に関し必要と認められる事項
- 9 前項第3号の措置を行う場合において，申し立てられた事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学の機関でないときは，申し立てられた事案に係る研究活動に関して，証拠となる資料その他の関係書類を保全する措置をとるよう，当該研究機関に依頼するものとする。
- 10 調査専門委員会は，本調査を開始した日から原則として150日以内に本調査の結果を公正研究委員会に報告するものとする。  
(審理及び判定)

第14条 公正研究委員会は，前条の本調査の結果をもとに不正行為の有無及び程度について審理し，判定を行う。

- 2 公正研究委員会は，不正行為が行われなかったと認定される場合において，調査を通じて申立てが悪意に基づくものであると判断したときは，併せて，その旨の判定を行うものとする。
- 3 公正研究委員会は，前項の判定に当たっては，申立者に対し，書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 4 公正研究委員会は，第1項及び第2項の判定の結果を総長及び研究倫理推進総括責任者に報告するとともに，文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において，申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については，窓口を通じて通知するものとする。

- 5 公正研究委員会は、前項の報告を文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に行う。
- 6 研究倫理推進総括責任者は、第2項の判定を行った場合において、悪意に基づく申立てを行った者について、公正研究委員会の議を経て、必要な措置を講じなければならない。
- 7 研究倫理推進総括責任者は、前項の措置を講じたときは、文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に対して、その措置の内容等を通知する。  
(異議申立て)

第15条 申立者及び調査対象者は、前条の判定の結果に異議がある場合は、窓口を通じ、総長に対して異議を申し立てることができる。

- 2 申立てが悪意に基づくものと判定された申立者（調査対象者の異議申立ての審議の段階で悪意に基づく申立てと判定された者を含む。）は、その判定について、前項の例により、異議申立てをすることができる。
- 3 前2項の異議申立ては、所定の異議申立書を窓口提出することにより行わなければならない。
- 4 第1項又は第2項の異議申立ては、原則として、判定の結果の通知を受けた日から起算して10日以内に行わなければならない。
- 5 総長は、調査対象者から異議申立てがあったときは申立者に対して通知し、申立者から異議申立てがあったときは調査対象者に対して通知するものとする。  
また、文部科学省、研究資金提供機関、関連教育研究機関等に通知する。異議申立ての却下をしたときも同様とする。

(不服審査委員会)

第16条 総長は、前条の異議申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会を設置するものとする。

- 2 不服審査委員会は、前条の異議申立てをもとに、公正研究委員会の判定の結果及び関係資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を総長に報告しなければならない。
- 3 不服審査委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - 一 理事(研究倫理推進総括責任者を除く。)のうち総長が指名した者
  - 二 本学の大学教員のうち総長が指名した者4名
- 4 公正研究委員会、予備調査委員会及び調査専門委員会の委員は、不服審査委員会の委員を兼ねることはできない。
- 5 総長は、第2項の報告を受けたときは、速やかに当該判定の結果を文書により申立者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。

(再審理)

第17条 総長は、不服審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、公正研究委員会に対し、速やかに再審理を命ずるものとする。

- 2 公正研究委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、第13条及び第14条の規定を準用して再調査並びに再審理及び判定を行わなければならない。
- 3 公正研究委員会は、再審理開始の日から原則として50日以内に、前項の判定の結果を総長に報告するとともに、文書により申立者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、申立者のうち氏名の秘匿を希望した者については、窓口を通じて通知するものとする。
- 4 申立者及び調査対象者は、第2項の判定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(裁定)

第18条 公正研究委員会は、第14条第1項(異議申立てが行われた場合において、再審理を行ったときは、前条第2項)の判定が行われた場合に、不正行為の有無及び程度について裁定を行う。

- 2 研究倫理推進総括責任者は、前項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、公正研究委員会の議を経て、次の各号に掲げる措置をとることができる。
  - 一 調査対象者の教育研究活動の停止措置等に関する総長及び調査対象者の所属する部局等の長への勧告
  - 二 文部科学省，研究資金提供機関，関連教育研究機関等への通知
  - 三 関連学会，学術誌編集委員会等への通知
  - 四 その他不正行為の排除のために必要な措置
- 3 研究倫理推進総括責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認されなかった場合においても、公正研究委員会の議を経て、調査対象者の所属する部局等の長に対して、是正措置その他必要な環境整備を勧告することができる。
- 4 研究倫理推進総括責任者は、前2項に規定する勧告の対応状況を確認し、公正研究委員会の議を経て、対応状況が不十分であると判断するときは、必要に応じて再度勧告を行うことができる。
- 5 研究倫理推進総括責任者は、第1項の裁定の結果、不正行為の存在が確認された場合は、個人情報又は知的財産の保護等不開示に合理的な理由がある場合を除き、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、不正行為を行った者が学生である場合には、教育的配慮の必要性等を考慮した上で公表しないことができる。
  - 一 不正行為に関与した者の氏名及び所属
  - 二 不正行為の内容
  - 三 本学が公表までに行った措置の内容
  - 四 調査専門委員会委員の氏名及び所属
  - 五 調査の方法及び手順等
- 6 不正行為の事実が認められなかった場合には、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、調査対象者の名誉を回復する必要があると認められる場合その他公表することが適切であると認められる場合には、調査結果を公表することができる。

(調査対象者の保護)

第19条 研究倫理推進総括責任者は、予備調査，本調査又は再調査の結果，申立てに係る不正行為の事実が認められなかった場合において，調査対象者の教育研究活動への支障，名誉のき損等があったときは，公正研究委員会の議を経て，その正常化又は回復のために必要な措置をとらなければならない。

(補佐者の同席)

第20条 公正研究委員会，予備調査委員会，調査専門委員会及び不服審査委員会は，第12条から第17条までの手続に際し，事情聴取等を行う場合又は弁明の機会を与える場合において，必要があると認めるときは，申立者又は調査対象者を補佐する者の同席を許可することができる。

(協力義務)

第21条 不正行為に係る申立てに関係する者は，当該申立てに基づいて行われる予備調査，本調査又は再調査に際して協力を求められた場合には，これに応じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第22条 本学の役員及び職員は、不正行為に係る申立てを行ったこと、申立てに基づいて行われる予備調査、本調査又は再調査に協力したこと等を理由として、当該申立てに関係した者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 研究倫理推進総括責任者は、前項の申立てに関係した者が不利益な取扱いを受けることがないように配慮しなければならない。

(利害関係の排除)

第23条 公正研究委員会、予備調査委員会、調査専門委員会及び不服審査委員会の委員並びに申立ての受付を行う者は、自らと利害関係を有する事案に関与してはならない。

(秘密の保持)

第24条 不正行為に係る申立てにかかわった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務)

第25条 研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究協力部研究支援課において処理する。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、研究上の不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年7月24日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規程第117号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年9月15日規程第53号)

- 1 この規程は、平成27年9月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年4月1日より前に受理された申立て又は総長に命ぜられた調査については、なお従前の例による。

附 則(平成27年9月30日規程第68号)

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則(平成29年2月21日規程第90号)

この規程は、平成29年2月21日から施行する。

附 則(平成29年3月30日規程第136号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月31日規程第52号)

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

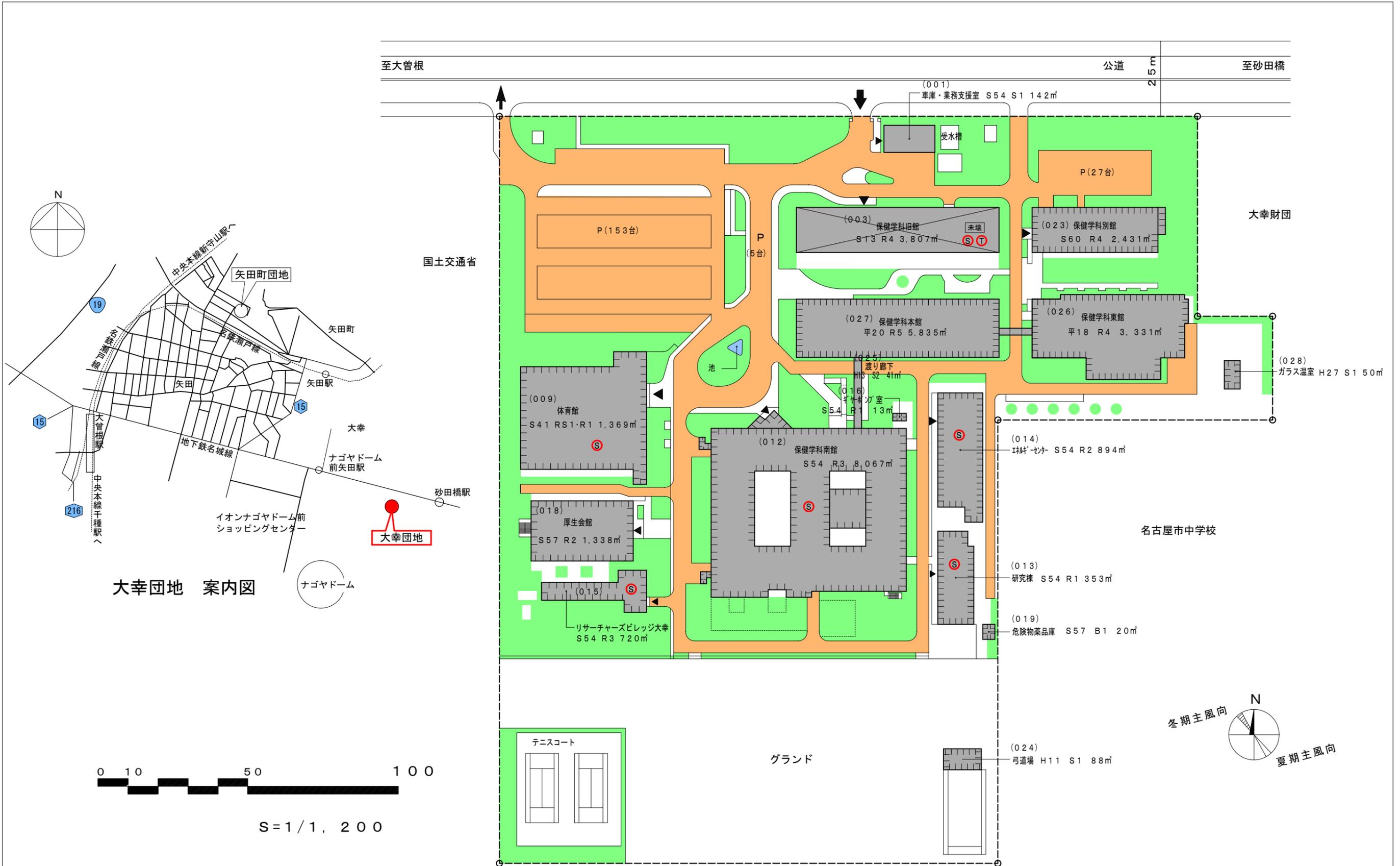
附 則(平成30年2月20日規程第98号)

この規程は、平成30年2月20日から施行する。

附 則(平成30年9月28日規程第50号)

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

配 置 図



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地	学校番号	学校名	作成年度
48,463㎡	10,540㎡	28,499㎡	21.8%	58.9%	1,012人	医学部等	038	大幸	名古屋市東区大幸南1の1の20	0260	名古屋大学	平成30年

## スタッフ・デベロップメント (SD) 教材 「ティップス先生からの7つの提案」より

### 【教員編】

#### 提案1：学生と接する機会を増やす

---

集団の中の一人として見なされる時よりも、一人の個人として見なされる時の方が、学生は授業に対する帰属意識や責任感を持つものです。授業への参加度を高めるためにも、学生と接する機会を増やしてみましょう。学生にとって自ら積極的に教員に接することは勇気がいる行為なので、教員からきっかけをつくってあげることも大切です。

- ◎ クラスの学生に出会ったら声をかける
- ◎ 学生にオフィスアワーを積極的に利用するようにすすめる
- ◎ 学生に自分のメールアドレスを公開し、eメールによる質問を受けつける
- ◎ 授業終了後しばらく教室に残り、学生の質問に答える
- ◎ 自分の研究内容について話す
- ◎ 学生が教員に親しむための親睦会を開く
- ◎ 学生が主催する勉強会やイベントに参加する